

「学校いじめ防止基本方針」

2018.4

2021.4 改訂

神戸市立泉台小学校

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）

いじめの基本認識

（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会）

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ① いじめの防止
 - ② 早期発見
 - ③ いじめに対する措置

すべての教職員でいじめの問題に取り組む

「自校の課題」を洗い出し、「組織的かつ計画的に」、「発達段階を見渡して体系的に」、「児童・家庭・地域を巻き込む形で」、「子供を守り育てて行ける学校」をつくり、「いじめを減らすこと」に全職員で取り組む。



1. いじめ防止基本方針

いじめ防止を考える上での3本柱 「未然防止」「早期発見」「早期対応」

□ 年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 人間関係づくり		学年・学級づくり 人間関係づくり	
早期発見に向けた取組			アンケート	学校カウンセリング					アンケート		アンケート	
職員会・対応チーム等	職員会議 断罪課			取組評価	職員研修				職員研修 取組評価			取組評価 次年評価
	職員会 教育相談 (SC)											

■ 未然防止

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、「いじめに向かわない」子供に育てることが大切になる。子供をいじめに向かわせる背景に、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることは少なくない。

また、「学級経営」や「集団作り」と重なる部分が多く「絆づくり」が大切になる。子供の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、「自尊感情」を高め、「自己有用感」の高揚や、「居場所づくり」が重要になる。

- ・ 児童全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も合理的でもっとも有効
- ・ すべての児童が安心・安全に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり
- ・ 「分かる授業」づくりを進め、参加・活躍「できる授業」を工夫する
- ・ すべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観しあう（相互チェック）
- ・ 「授業中の規律」なども見せ合うことによって改善・解決していく
- ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長するので注意
- ・ 友人関係、集団づくり、社会性の育成が重要
- ・ かかわることの喜びや大切さに気付き、かかわりあいながら絆づくりを進め、「自己有用感」を獲得
- ・ 取組内容を創意工夫して実行に移すことが重要
- ・ 大切な時期（4月や9月など）にどの学年、どの学級でも必ず指導
- ・ 「自分が大切にされている」から初めて、「他者を認めたり大切にしたり」できる
- ・ 「ストレスを生まない学校づくり」「ストレスがあっても負けない自信」「他者の尊重」「他者への感謝」
- ・ 子供たち自身が「いじめ問題」を「自分たちの問題」とし、主体的に考えて行動

(1) 子供や学級の様子を知る

- 教職員の気付き … 同じ目線で共に笑い、泣き、怒る — 状況や精神状態を推し測る
- 実態把握 … 指導計画を立てるため、実態を正確に把握する

- (2) 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり
「自尊感情」を感じられる「心の居場所」づくり
 - 子供たちのまなざしと信頼 … 子供たちのよきモデルとなり、信頼されること
 - 心の通い合う教職員の協力協働体制 … 校内組織の有効機能・子供と向き合う時間確保
 - 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事
… 違いを認め合う仲間づくり・教職員の温かい声かけ ⇒ 自己肯定感の高揚
 - 子供たちの主体的な参加による活動
… 異年齢交流、「いじめのない明るい学校づくり宣言」、いじめ代表委員会 etc.
- (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
 - 人権教育の充実 … 「いじめは相手の人権を踏みこじる行為であり、決して許されるものではない」
子供たちが人の痛みを思いやることができる
生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る
 - 道徳教育の充実 … いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切
 - 体験教育の充実 … 意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開
 - コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
… 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける
- (4) 保護者や地域の方への働きかけ
 - 授業参観・懇談会
 - 学年だより・学校だより

■ 早期発見

「教師の気付き」が最も重要。子供の様子からの「気付き」だけでなく、保護者などからの情報からも敏感に「気付く」事が大切である。「気付く」ためには、「リスク」を負うことも多いため、常に冷静に見極める必要がある。日ごろから教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努め、子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要。その上で、得た情報に関して情報の共有・連携した情報収集を進める必要がある。

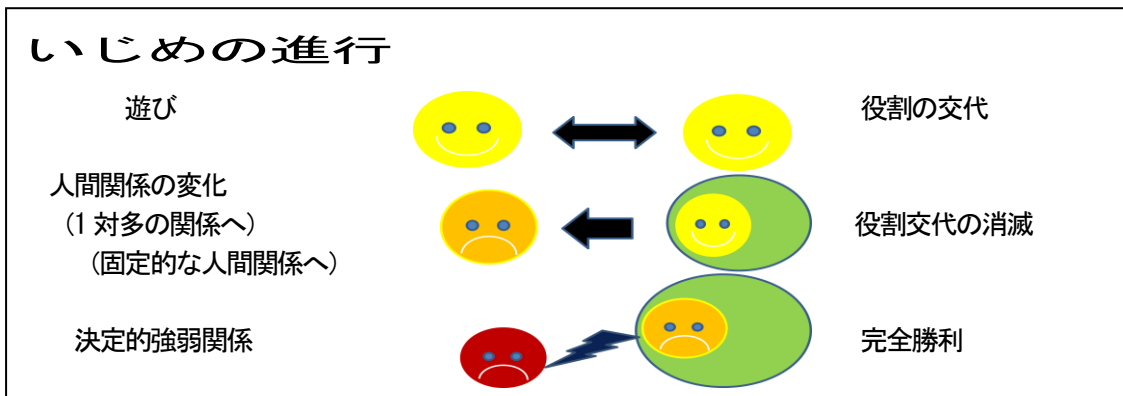
- ・ ①些細な変化に気付き、②気付いた情報を確実に共有し、③速やかに対応する
- ・ 気になる変化など、5W1Hを職員がいつでも共有できる工夫（付箋、黒板 など）＝「意識的に行う」
- ・ 普段から子供の生活を把握する手立て（アンケートや面談 など）＝「積極的に活用」
- ・ 教職員が普段から子供へのかかわり方や態度を見直す
- ・ 「暴力を伴う“いじめ”の発見 ⇒ 速やかに止めることを最優先
- (1) 教職員のいじめに気付く力を高めるには
 - 子供たちの立場に立つ
… 人権感覚を磨き、子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に立ち、子供たちを守る
 - 子供たちを共感的に理解する
… 共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める
- (2) いじめの態様

《分類頁》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
・ 仲間はずれ、集団による無視	
・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
・ 金品をたかられる	恐喝
・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物損壊
・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損、侮辱

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文科科学大臣決定）

(3) いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている
無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態（時間と場所）
遊びはふざけあうような形態、仲の良い仲間の一員のような形態（カモフラージュ）
- いじめられている本人からの訴えは少ない
「親に心配をかけたくない」「いじめられる自分はダメな人間だ」「訴えても大人は信用できない」
「訴えたらその仕返しがい」 etc.
- ネット上のいじめは最も見えにくい
「メールに着信があっても出ようとしない」「最近、パソコンの前に座らなくなっている」 etc.



(4) 早期発見のための手だて

- 日々の観察 ～子供がいるところには、教職員がいる～
何よりも大切な取組
「なんか違う」を見逃さない
- 観察の視点 ～集団を見る視点が必要～
集団として“健康”かどうかを見極める
- 生活ノート・日記 ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～
「ノート・日記の内容は公表しない」などの約束も
- 教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気作り～
日々の観察、生活ノートや日記、アンケートなどをもとに
日常的に子供と教職員が話しやすい雰囲気を持つ
- いじめ実態調査アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～
アンケートに出てくるものは“氷山の一角”
アンケートに出てくるならかなり重篤な状況とも考えられる

(5) 相談しやすい環境づくりを勧めるためには

- 本人からの訴えには
心身の安全を保障する
事実関係や気持ちを傾聴する
- 周りの子供からの訴えには
他の子供たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める
勇気ある行動をたたえ、情報の発信もとは絶対に明かさないと伝え、安心感を与える
- 保護者からの訴えには
日頃から信頼関係を築くことが大切
子供の良いところを中心に様子を連絡する
保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切

(6) 地域の協力を得るためには

- 日頃からの信頼関係を築くことが大切
- 見守り活動など、継続的に子供たちにかかわってくださる方を中心に
- 気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入る体制づくり

■ 早期対応

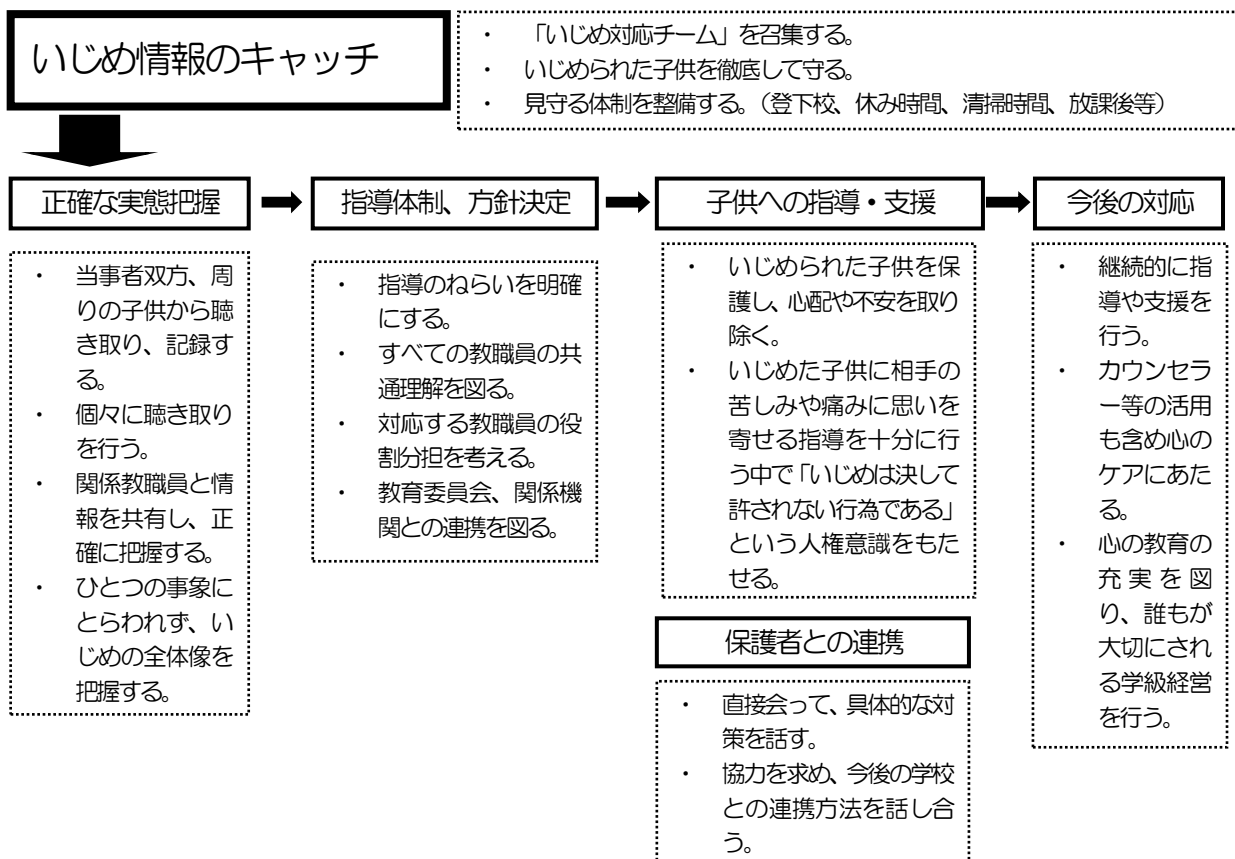
いじめは“心のウィルス”。その子が悪いのではなく、“感染”するもの。また、いじめの中にいる子供たちの心理状態は“集団ヒステリー”の状態、善悪が逆転している。“被害者”にならないためには“加害者”にならなければならない。

いじめが発見されたら第一に「被害者の保護」に努める。次に、組織として「いじめがあり、今からただちにその対応にあたる」ことを宣言する必要がある。その上で対応をするが、いじめの対応は“大人の仕事”と受け止め、子供に解決を任せない。組織としていじめの存在を認め、「大人全員が解決に取り組む」姿勢を示す。

また、「いつでも、誰にでも起こりうる」ため、とすれば保護者に出てきかちな「うちの子さえよければ…」を否定することも必要。かかわる大人全員が「誰もが『加害』にも『被害』にもなる」認識を持つことが必要になる。

- ・ 「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断
- ・ いじめが「重大な事態」と判断された場合、学校長からの指示に従って対応
- ・ いじめを見ていた児童に対しても「自分の問題」として捉えさせる

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

- いじめられた子供・いじめを知らせた子供を守り通す
他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮
事実確認は双方別々の場所で行う
場合によっては登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制

- 事実確認と情報の共有
当事者だけでなく周囲の子供や保護者からも聴き正確に把握
保護者対応は複数の教職員で、事実に基づいて丁寧に対応
短時間で正確な状況を把握するため、複数の教職員での対応が原則
教職員間の連携と情報共有を
把握すべき情報例

誰か誰をいじめているのか？	加害者と被害者の確認
いつ、どこで起こったのか？	時間と場所の確認
どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？	内容
いじめのきっかけは何か？	背景と要因
いつごろから、どのくらい続いているのか？	期間

要注意

子供の個人情報や、その取り扱いに十分注意すること

(3) いじめが起きた場合の対応

- いじめられた子供に対して

子供に対して

共感することで安定を図る
「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える
必ず解決できる希望が持てることを伝える
自尊感情を高める配慮

保護者に対して

その日のうちに面談し、事実関係を伝える
指導方針を伝え、対応について協議
保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める
継続して家庭と連携し、取り組むことを伝える
家庭での様子に注意をしてもらい、些細なことでも相談するよう伝える

- いじめた子供に対して

子供に対して

気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導
孤立感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる

保護者に対して

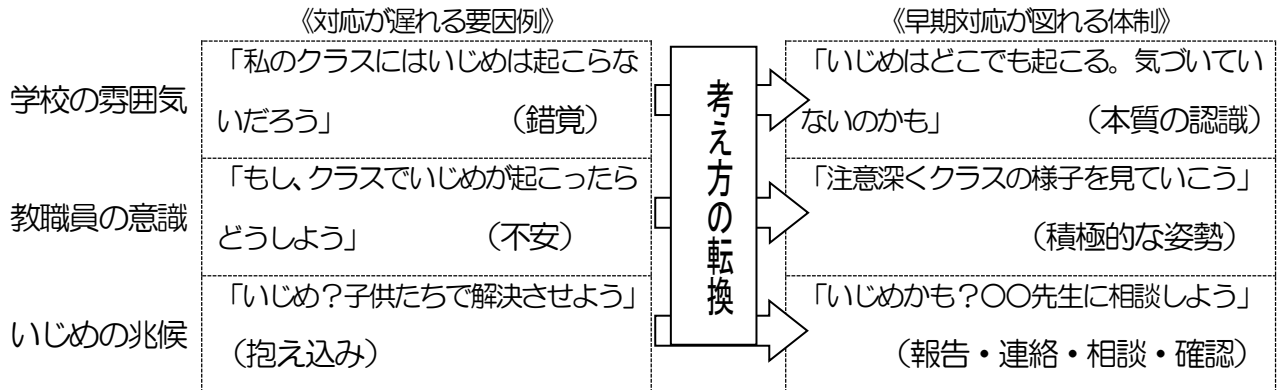
正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、解決を図ろうとする思いを伝える
「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させて家庭での指導を依頼
今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする

- 周りの子供たちに対して

学級及び学年、学校全体の問題として考え、「傍観者」から抑止する「仲裁者」への転換を促す
「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す
はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる
いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導
いじめに関する報道などをもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる
「第三者なし」の原則

- 継続した指導
 - 一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う
 - 教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める
 - いじめられた子供に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる
 - 双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる
 - 事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化

(4) 迅速に対応するためには



2. いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開する。

各校において、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、定期的に点検・評価を行い、子供の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

基本的には「校内いじめ対策委員会」を活用し、態様などの状況に応じて①スクールカウンセラー②所轄警察署③少年サポートセンター④区役所子ども家庭支援室⑤神戸市子ども家庭センター⑥医療機関⑦地域（自治会・見守り隊・民生・児童委員など）を効果的に活用し「いじめ対応チーム」を組織することもある。

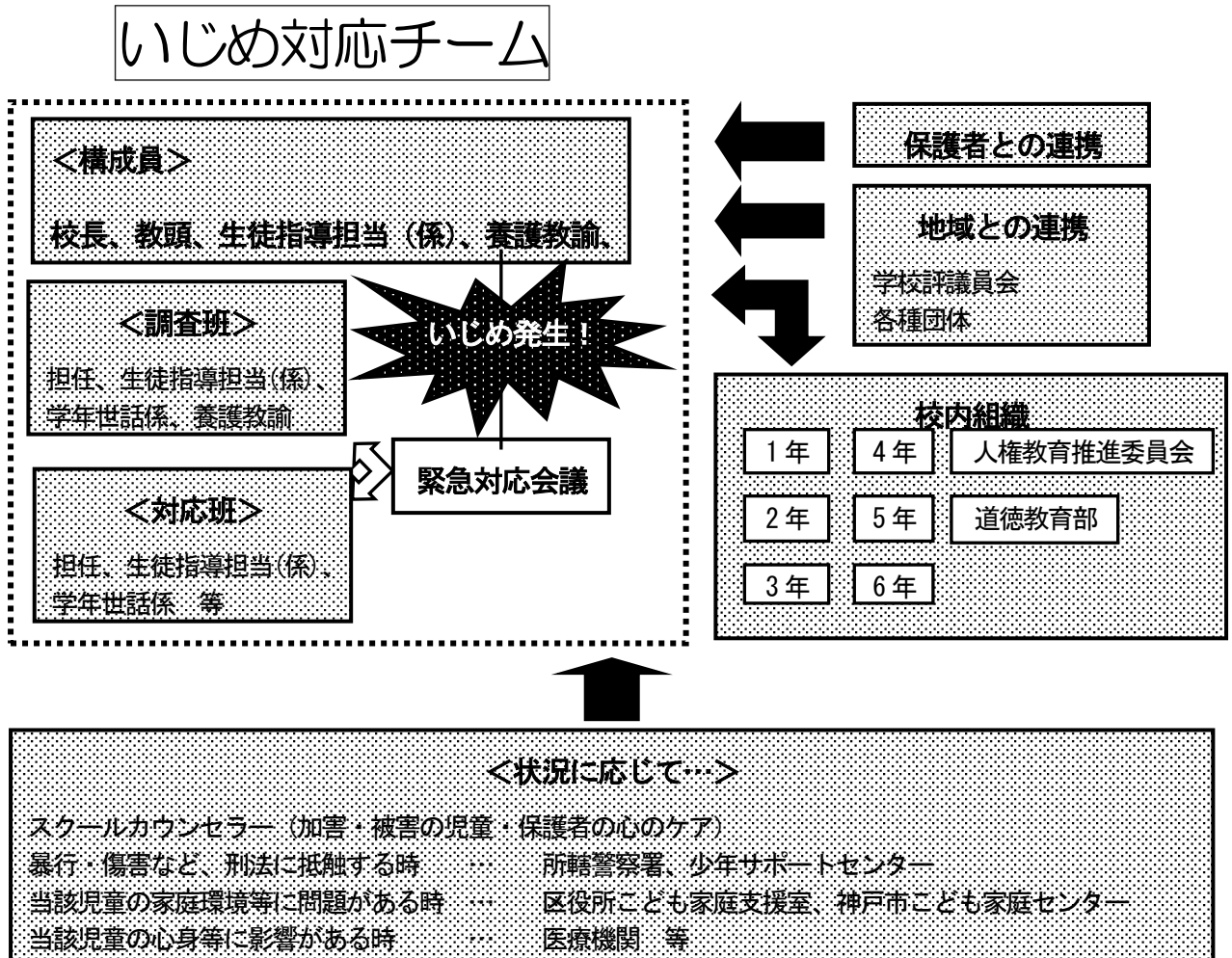
- ・ 単に方針策定のための「組織」ではなく、“実行に移す”「組織」を設置する必要。
- ・ 直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施、計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直し（PDCA サイクルで取り組む）についても担う。
- ・ 取組内容の洗い出し（授業改善の取組、友だち関係、集団づくり、社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、アンケートや面談などをリストアップ）
- ・ PDCA サイクルの設定（各学期を単位とし、長期休業ごとに開催）

組織の役割

- ・ 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ 構成員の決定
- ・ 重大事態への対応

(1) いじめ対応チームの設置

- いじめ対応チームは、校長、教頭、生徒指導担当（係）を中心に、学年世話係や養護教諭などをメンバーとして設置
- メンバーは実態等に応じて柔軟に対応
- いじめ対応チームは、いじめ対策に特化した役割を明確にしておく



(2) 各機関との連携

- ・ 警察など、各機関との連携、まずは「相談」から「連携は『人と人とのつながり』」
- ・ 日ごろから「顔の見える関係づくり」
- ・ 各関係機関の役割や専門性、業務内容について把握・理解
- ・ 相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担 — すべて委ねてしまわない
- ・ 連携を図る際の基準や方針を明確に示し、理解と協力を得ておく
- ・ 個人情報の保護に十分留意する
- ・ 連携を考える際の二つの視点「日々の連携」と「緊急時の連携」

<日々の連携>

ネットワークの構築、生徒指導体制の整備などを目的として打合せを十分に行い、役割分担を明確に

<緊急時の連携>

学校だけでは解決が困難な状況への対応を図る目的で行われる連携

保護者の理解を求めつつ、ためらわず

教育委員会等に相談し、青少年育成センターなどの機関等と連携する

◎「日々の連携」の積み重ねが、円滑で適切な「緊急時の連携」に結びつく